

これからの

緑内障診療のために

自動車免許と道路交通法の諸問題

東北大学大学院医学系研究科神経・感覚器病態学講座眼科学分野 講師 国松 志保



はじめに

道路交通法は、「道路で発生する交通上のすべての危険及び障害を防止，除去して，安全で円滑な交通を確保することを目的とする」法律で，1960年6月25日に施行された日本の法律である。

「道路交通法」の施行を円滑に行うために，法律から委任を受けて，詳細な手続きなどの法律の実体面を補う規定が定められているのが「道路交通法施行令：政令」であり，内閣により決定される。さらに，法律の手続き面を補う規定や書類などの様式が定められているのが「道路交通法施行規則：省令」であり，国土交通大臣の名で公布される。政令や省令は，法律から委任を受けている限り，法律と同等の効果を有するため，法律と政令・省令を合わせて法令と呼ばれ，広い意味の法律として捉えられている。今回は，この道路交通法のうち，眼科医が知っておくべき法令について紹介したい。

自動車運転免許の取得・更新にあたっての視野基準

日本における自動車運転普通免許の取得・更新基準（視力・視野）としては，道路交通法第89条には『免許を受けようとする者は，（中略）当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない』と記され，自動車等の運転に必要な適性についての免許試験（適性試験）の合格基準は，道路交通法施行規則第23条に，『視力が両眼で〇・七以上、かつ、一眼でそれぞれ〇・三以上であること又は一眼の視力が〇・三に満たない者若しくは一眼が見えない者については，他眼の視野が左右一五〇度以上で、視力

が〇・七以上であること』と定められている。つまり，両眼の視力が0.7以上，かつ一眼の視力が0.3以上であれば，視野検査は行われない。そのため，周辺視野は欠損するが，中心視力は比較的末期まで保たれる緑内障では，現在の基準では末期緑内障患者であっても運転免許を取得することは十分可能となっているのである。

自治医科大学眼科では，後期緑内障〔両眼ともハンフリー視野検査中心24-2プログラム（HFA24-2）にてMean Deviation（MD）値が-12dB以下〕患者のうち，5年以内に免許を更新した39名を対象とし，免許取得・更新の状況を聴取した。その結果，視力検査のみで免許更新したのは35名（90%）と大多数であった。これらの視力良好眼の平均MDは -18.0 ± 4.2 dB，ゴールドマン視野計（GP）での水平視野範囲の平均は 110° であり，視力検査のみで更新しているなかにも，かなり視野が狭い症例が含まれていることを示唆している¹⁾。一方，視野検査が施行されて更新したのは4名（10%）であった。4名の視力良好眼の平均MDは -23.18 ± 5.0 dB，GPでの水平視野範囲は平均 78° と，免許制度で定められた水平視野 150° よりもはるかに狭かった¹⁾。眼科医療機関と警察署や免許センターの視野検査機器に相違があるため，GPの結果をそのまま当てはめられないが，視野がかなり狭くても，警察署や免許センターの視野検査に合格してしまうというのが現状である。これは，警察署や免許センターの視野検査では固視監視システムがなく，指標を動かす速度や指標のサイズが決まっていないなど，検査方法が定められていないことが関与していると考えられる。しかし，そもそも非眼科医療機関で視野検査を行うことの限界もあるだろう。

視野狭窄患者では，中心視力が残存している例が多く，免許取得にあたっては法令上では免許更新できてしまうこ